



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 歳入の徴収の事務の委託（平和・男女共同参画課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 保安林の皆伐面積の限度（森林緑地課） 2
- 漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定（水産課） 3
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・7件（建築指導課） 4

訓 令

- 沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 6

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 6

選挙管理委員会事項

- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 7
- 沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示 7

告 示

沖縄県告示第318号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
東村	平成24年7月5日（木曜日）午前11時から午後3時まで	東村役場大会議室
今帰仁村	平成24年7月12日（木曜日）午前11時から午後3時まで	今帰仁村保健センター
伊平屋村	平成24年7月26日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	伊平屋村離島振興総合センター
国頭村	平成24年8月2日（木曜日）午前11時から午後3時まで	国頭村立総合体育館
伊是名村	平成24年8月9日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	仲田港旅客ターミナルビル
大宜味村	平成24年8月16日（木曜日）午前11時から午後3時まで	大宜味村役場第二会議室

渡名喜村	平成24年8月28日（火曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	渡名喜村多目的活動施設
------	-----------------------------------	-------------

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
東村	平成24年7月5日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
今帰仁村	平成24年7月12日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	
伊平屋村	平成24年7月26日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	
国頭村	平成24年8月2日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	
伊是名村	平成24年8月9日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	
大宜味村	平成24年8月16日（木曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	
渡名喜村	平成24年8月28日（火曜日）から同年12月20日（木曜日）まで	

沖縄県告示第319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館観覧料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
 - (2) 所在地 沖縄県豊見城市字豊見城707番地
- 3 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

沖縄県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 糸満市真栄平西土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成24年5月23日

沖縄県告示第321号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の 限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.99
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.69

沖縄県告示第322号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、特定養殖業の種類に応じ定める一定の区域を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

くるまえび養殖業

加入区の名称	区域
北部加入区	大宜味村、名護市及び宜野座村の地区
中部加入区	うるま市の地区
南部加入区	浦添市、南城市及び八重瀬町の地区
那覇市・久米島加入区	那覇市及び久米島町の地区
宮古島加入区	宮古島市の地区
八重山加入区	石垣市及び竹富町の地区

沖縄県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・6号大宮小校前線
- 3 事業施行期間 平成24年6月1日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 名護市宮里四丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月1日 沖縄県指令士第739号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇603番1及び603番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂1153番地102 饒平名大輔
- 5 検査済証番号 平成24年5月14日 第2989号
- 6 工事完了年月日 平成24年4月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月29日 沖縄県指令士第778号、平成24年5月7日 沖縄県指令士第652号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字江洲前原135番3ほか21筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市松本一丁目11番1号 株式会社トータルライフサポート研究所 代表取締役 宮里啓
- 5 検査済証番号 平成24年5月21日 第2990号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月1日 沖縄県指令士第121号、平成21年9月14日 沖縄県指令士第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令士第1002号（変更）、平成22年2月25日 沖縄県指令士第116号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令士第793号（変更）、平成24年4月26日 沖縄県指令士第644号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか58筆（3-1工区）

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 理事長 ジョナサン・ドーファン
- 5 検査済証番号 平成24年5月21日 第2991号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月7日 沖縄県指令土第879号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間103番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字津覇15番地 金城均
- 5 検査済証番号 平成24年5月23日 第2992号
- 6 工事完了年月日 平成24年4月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月2日 沖縄県指令土第846号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄982番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平235番地1 コーポサンフラワー303 湧川米子
- 5 検査済証番号 平成24年5月23日 第2993号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月20日 沖縄県指令土第840号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄982番及び982番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部144番地南風原第一団地9-301 福村艶子
- 5 検査済証番号 平成24年5月23日 第2994号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月18日 沖縄県指令土第762号、平成23年11月21日 沖縄県指令土第973号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長861番2、861番3及び861番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城68番地1 102号 大城武

- 5 検査済証番号 平成24年5月23日 第2995号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月7日

訓 令

沖縄県訓令第42号
 沖縄県教育委員会教育長訓令第7号
 沖縄県警察本部訓令第18号

庁 内 一 般
 教 育 庁 部
 警 察 本 部

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成24年6月1日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
 沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 大 城 浩
 沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程（平成19年沖縄県訓令第56号・沖縄県教育委員会教育長訓令第15号・沖縄県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「地域・離島統括監」を「企画調整統括監」に改める。

別表第1中「文化環境部長」を「環境生活部長」に、「観光商工部長」を「^{「商工労働部長}文化観光スポーツ部長」に改める。

別表第2中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「観光商工部産業政策課長」を「^{「商工労働部産業政策課長}文化観光スポーツ部観光政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成24年6月1日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第5号中「家出人」を「行方不明者」に改め、同条第6号中「違反の取締り」を「の運用」に改め、同条に次の2号を加える。

- (14) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の施行に関すること。
- (15) 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の施行に関すること。

第35条第2号アを削り、同号イ中「（昭和26年政令第319号）」の次に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」を加え、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同条第3号中「第32条第5号」を「第33条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第35条第2号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中「右側上段を「1」、その左を「2」とし、以下順次左へ一連番号を付し下段右下へ続け」を「上段右側から下段の順に、順次左へ一連番号を」に改める。

第31条第1項中「第1項」の次に「又は沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成24年沖縄県条例第12号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条（掲載文の申請）第1項」を加える。

第32条第2項中「令第88条第7項及び第8項」を「令第88条第8項（同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第34条の見出し中「知事」を「県議会議員及び知事」に改め、同条第1項中「沖縄県知事選挙」を「沖縄県議会議員選挙及び沖縄県知事選挙」に改める。

第35条第3項中「法168条（掲載文の申請）第1項」の次に「又は選挙公報発行条例第3条（掲載文の申請）第1項」を加える。

第36条第1項中「法169条（選挙公報の発行手続）第5項」の次に「又は選挙公報発行条例第4条（選挙公報の発行手続）第2項」を加える。

第42条第2項中「法170条（選挙公報の配布）第2項」の次に「又は選挙公報発行条例第5条（選挙公報の配布）第2項」を加える。

第12号様式備考2中「左側及び下段右側から左側の順に1からはじまる」を「下段の順に、順次左へ」に改める。

第24号様式中「公職選挙法第168条第1項」の次に、「（沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項）」を加える。

第29号様式中「公職選挙法第170条第2項」の次に、「（沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条第2項）」を加え、「最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条本文」を「沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条第2項又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条本文」に改める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（昭和59年沖縄県選挙管理委員会告示

示第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「番号は一連番号とし、市町村委員会は掲示場の上段右側から左側及び下段右側から左側の順に1からはじまる一連番号を記載しなければならない」を「区画の番号は、上段右側から下段の順に、順次左へ一連番号を表示するものとする」に改める。

第1号様式備考2中「左側及び下段右側から左側の順に1からはじまる」を「下段の順に、順次左へ」に、「右側上段から下段への順に1からはじまる」を「上段右側から左側及び下段右側から左側の順に、」に改める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---